

パブリックコメント意見内容に対する意見と対応方針・修正案

岬町空家等対策計画素案

※下記のページ番号は、岬町空家等対策計画（素案）の数字である。

P28 第4章 空家等対策の基本目標及び方針 3. 管理不全な空家等の解消（基本方針③） (1) 特定空家等の判断

	頁	意見	対応方針	新（修正案）	旧（前回素案）
1	28	<ul style="list-style-type: none"> 特定空家等の判断については、大阪府においても技術的助言がなされており、そういった内容も取り入れる方向で検討してみてもどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を受けて記載内容を修正します。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインでは、空家法第7条に定める「空家等対策協議会」において学識経験者等の意見も勘案し、総合的に判断されるべきものとしており、本町でも、特定空家等の判断については、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な指針（ガイドライン）」、「放置された空き家等老朽危険家屋に係るガイドライン」及び「<u>国特定空家等ガイドラインの運用に係る技術的助言</u>」に基づき、空家等対策協議会での意見等を踏まえ、総合的に判断することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインでは、空家法第7条に定める「空家等対策協議会」において学識経験者等の意見も勘案し、総合的に判断されるべきものとしており、本町でも、特定空家等の判断については、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な指針（ガイドライン）」、「放置された空き家等老朽危険家屋に係るガイドライン」に基づき、空家等対策協議会での意見等を踏まえ、総合的に判断することとします。

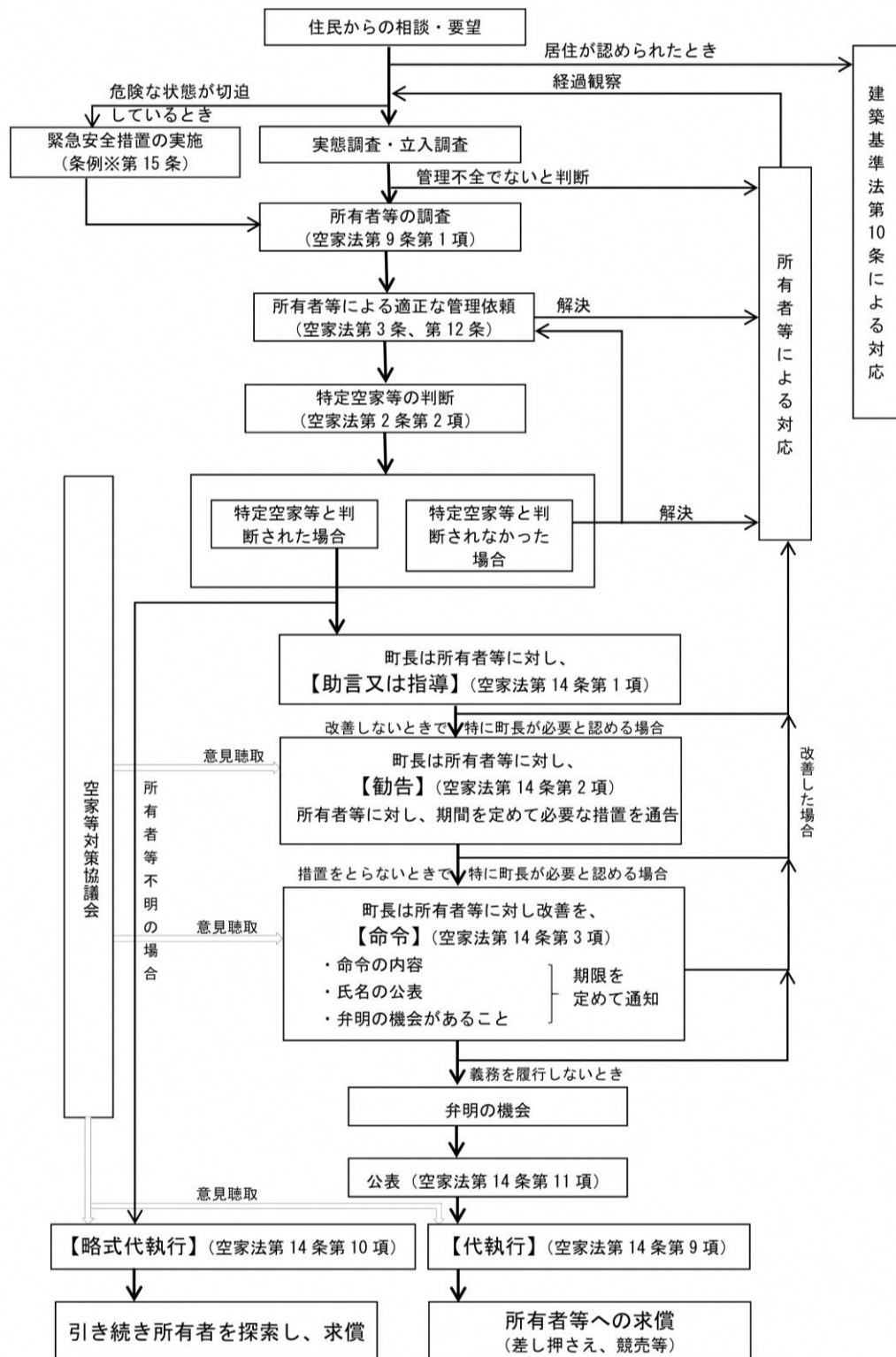
	頁	意見	対応方針	新（修正案）	旧（前回素案）
2	30	<ul style="list-style-type: none"> 「図 特定空家等に関する措置の流れ」のうち、所有者等による適正な管理依頼を行い、特定空家の判断を経た後は、特定空家等と判断されなかった場合、全て所有者等による対応になるのか。適正な管理がなされた場合は、所有者等による対応になると思われるが、そうでない場合は再度所有者等に適正な管理依頼を行う必要があると思われるので、そういった内容を踏まえた方向で検討してみてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を受けて記載内容を修正します。 （「図 特定空家等に関する措置の流れ」の「特定空家等と判断されなかった場合」の記載について、特定空家等と判断されなかった場合で、かつ、解決した場合は所有者による対応とし、解決しなかった場合は、再度所有者等に対し適正な管理依頼を行うよう図を修正します。） 	別添資料のとおり	

	頁	意見	対応方針	新（修正案）	旧（前回素案）
3	30	<ul style="list-style-type: none"> 「図 特定空家等に関する措置の流れ」のうち、略式代執行は行政負担による執行となっているが、代執行は所有者への求償となっており、記載内容に差異があると思われるため、代執行の記載内容を踏まえた記載内容を検討してみてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を受けて記載内容を修正します。 （「図 特定空家等に関する措置の流れ」の「略式代執行」の記載について、略式代執行においては引き続き所有者を探索し、求償することになりますので、その旨を反映した内容に図を修正します。） 	別添資料のとおり	

	頁	意見	対応方針	新（修正案）	旧（前回素案）
4	31	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日閣議決定）の内容を踏まえた地方税法の改正が既になされているため、そういった内容を踏まえた方向で検討してみてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を受けて記載内容を修正します。 	<ul style="list-style-type: none"> また、勧告を行った場合は、<u>地方税法第349条の3の2</u>に基づき、当該特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講じます。 	<ul style="list-style-type: none"> また、勧告を行った場合は、<u>平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日閣議決定）</u>に基づき、当該特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講じます。

(2) 特定空家等に対する措置

空家法及び条例に基づき、実態調査や立入調査、空家等の状態に応じて所有者等に対し、注意喚起や指導、勧告、命令等や除却の支援などの特定空家等に対する措置を行います。



※条例：岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例

図 特定空家等に関する措置の流れ